

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第864回）
東京電力ホールディングス株式会社に関する指摘内容

令和2年6月3日
原子力規制庁
新基準適合性審査チーム

【7項目について】

- 5月28日の原子力規制委員会です承された資料2の4. ①～④の内容について、東京電力としての考えを検討のうえ対応すること。また、その際、委員会の場での石渡委員、伴委員から出た指摘についても対応すること。
- 7つの約束等を具体的に保安規定の中でどのように示すのかということ、事故を二度と起こさないためにもトップの責任が明確になるよう保安規定に規定することを十分検討して会合に臨むこと。

【体制の整備関連について】

- 内部溢水へ対応するための資機材について、一般管理品（ヘッドライト、長靴等）を使用するのであれば、許可で求められる物の管理と程度の違いを踏まえ、その管理を保安規定に定めることについて検討すること。

【火山影響等発生時の体制の整備関連について】

- 24時間以降の電源の復旧に関する対応について、非常用ディーゼル発電機（C）を使用する場合の手順に関して、降下火砕物からの影響防止の観点を踏まえて、説明すること。
- 格納容器ベント操作については、降灰環境での屋外作業となるが、その作業を具体的に（作業を要するバルブの特定、移動の経路等）示した上で成立性を説明すること。

以上